

南区 区域まちづくり事業 事業概要

事業名称	南区子ども家庭支援対策事業
事業目的	子ども虐待が発生してから児童相談所が中心に対応してきた事後対応型から、子ども虐待の未然予防に力点を置く事前予防型にシフトするべく、地域の公民関係機関と連携のもと子育て世代の子ども虐待に対する意識のボトムアップをはかる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者を支援 令和2年4月から施行される改正児童福祉法に規定されている体罰禁止についての講演会を開催し、子どもの権利擁護の視点も含めて、不適切な養育に陥らないように啓発する。 ・身近な支援者を育成 地域の公民関係機関との連携により子育て世代に寄り添うことができる支援者を育成する。 ・積極的な関係機関との連携 地域関係機関と子ども虐待における共通の視点を持つことができるように支援する。
実施場所	南区内
実施時期	通年
事業主体	南区役所 子育て支援課
事業効果	本事業を通じて、法律が改正されて体罰が禁止されたことの周知をはかるとともに、今までの子ども虐待に対するアプローチが発生後の対応、支援だったものを、未然予防の観点から啓発するもの。それによって子どもの育ちを応援し、養育者も子育ての相談がしやすくなるようにする。地域においても今まで以上に子育て世帯に寄り添い、応援していくような仕組みを関係機関の連携によって構築を目指す。
活動指標	講演会、研修会などの参加者数、アンケートによる
備考	